

中心市街地の活性化に関する行政評価・監視結果に基づく勧告の概要

平成16年9月15日に総務大臣が、中心市街地活性化法に基づく基本方針の策定主体である経済産業省、国土交通省、総務省、農林水産省に対し、行政評価・監視結果に基づき勧告。

結果の概要

5つの統計指標の基本計画作成前後の動向が把握可能であるH12年度以前に基本計画を作成した121市町について把握・分析

いずれの統計指標をみても、中心市街地の数値が減少している市町が大半

- ・人口 : 69% (84市町) が減少
- ・商店数 : 93% (111市町) が減少
- ・年間商品販売額 : 94% (113市町) が減少
- ・事業所数 : 93% (112市町) が減少
- ・事業所従業者数 : 83% (100市町) が減少

これらの統計指標に係る市町全体の数値に占める中心市街地の割合が低下している市町が大半

- ・人口 : 72% (87市町) が減少
- ・商店数 : 80% (96市町) が減少
- ・年間商品販売額 : 88% (105市町) が減少
- ・事業所数 : 86% (103市町) が減少
- ・事業所従業者数 : 73% (87市町) が減少

人口、年間商品販売額及び事業所数の3つを合わせてみると、中心市街地の割合が低下している市町が多数

- ・3指標とも低下 : 61% (72市町)
- ・1指標のみ上昇 : 27% (32市町)
- ・2指標のみ上昇 : 10% (12市町)
- ・3指標とも上昇 : 2% (2市)

中心市街地が「活性化していない」と認識している市町が59% (71市町)

統計指標の動向等から判断すると、中心市街地の活性化が図られていると認められる市町は少ない状況。

勧告の概要

1. 基本計画の的確な作成

数値目標設定の有効性や中心市街地の区域設定に当たっての要件について具体的内容を明示すること。

2. 事業の着実な実施

民間連携のための体制整備やTMO構想の速やかな策定の有効性について具体的内容を明示すること。

3. 基本計画の見直し

事業の進ちょく状況等の定期的把握や基本計画の見直しの必要性についてその具体的内容を明示すること。

4. 基本計画の的確な評価

優れた基本計画に対し重点的な支援を行うため、基本計画の内容を的確に評価すること。